

委員会提出議案第5号

道路整備に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月29日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 東日本大震災・原子力災害
復旧復興調査特別委員長
水 井 清 光

道路整備に関する意見書（案）

本市の主要道路については、東日本大震災からの復旧・復興事業の進展、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送の本格化、さらに東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗等に伴い、工事車両等の交通量が激増しております。

また常磐自動車道の全線開通により南相馬インターチェンジと国道6号のアクセスのための交通量がふえ、特に市街地において渋滞が慢性化しています。

よって、交通渋滞緩和と地域住民の安全確保及び復興の加速化のため、以下について実現されますよう求めます。

またこれらの実現がなされない場合、交通渋滞や交通事故が一層増加する懸念があることから、中間貯蔵施設への輸送ルートの変更をあわせて求めます。

記

- (1) 県道12号原町川俣線及び県道34号相馬浪江線について、震災後、1日の通過交通量の増加によって渋滞が慢性化し交通事故も増加している。さらに、除染作業で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送ルートにも予定されていることから、交差点や急カーブについて早急に十分な道路改良を行うこと。また地域高規格道路として整備していくこと。
- (2) 都市計画道路下高平北長野線（インターアクセス道路）について、常磐自動車道と国道6号のアクセスのために市街地の道路が慢性的に渋滞となっていることから、早期整備を図ること。
- (3) 常磐自動車道について、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送の本格化に伴い、交通量の増加による渋滞が見込まれることから、全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった沿線自治体の復旧・復興の加速化に資するため、国費により本市小高区内に復興インターチェンジを設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月29日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

環境大臣 様

復興大臣 様

福島県知事 様